

ウズベキスタンにおける 地域社会と子どもの関係 ～マハツラを中心に～

ハイトフ スナトゥーラ 九州大学大学院法学府 法政理論専攻 博士後期課程

はじめに

筆者は決断科学大学院プログラム（現在統治モジュール）に所属しており、現在まで地域と子どものつながりについてフィールドワークを行ってきた。特に八女市の「やめっこ未来館」に訪問し、その中で行われているイベントや事業などについてヒアリングを行ってきた。やめっこ未来館は子育て支援総合施設であり、地域住民と子どもをつなぐ場所の一つである。地域住民は自由に本施設に来て、子どもと話したり遊んだりすることができる。施設は住民の人々が訪れやすいように作られており、職員もとても優しい印象を受けた。それにも関わらず、本施設を訪れてくる住民の人々が少ないという課題を担当の職員から耳にした。この課題は、日本社会の人々が「他人」に対する意識の弱体化と個人主義的な考え方の強化とつながっていると思われる。

上記のような問題意識から、筆者は母国であるウズベキスタンの MA-

1 詳しくは < <http://www.city.yame.fukuoka.jp/kosodate/3/2/1467598276220.html> > で確認できる。

2 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、やめファミリー・サポート・センター活動、子育て相談事業がその例である。

HALLA（以下、「マハッラ」とする）と子どもの関係について紹介する。本稿は、ウズベキスタンの地域社会（住民）と子どものつながりにおいてマハッラの持つ意義やマハッラで行われている行事を中心に紹介するものである。下記するように、マハッラにおける住民の相互関係は近所付き合いに基づいたものであり、そこで行われているさまざまな行事にいろいろな世代の住民が参加し、その過程において、住民同士の間を絆を作っていく。

本稿では、まず、マハッラやその存在意義について述べ、次に、マハッラの子どもに対して持つ意義についてマハッラ内で行われている行事などを紹介しながら述べ、最後にマハッラが持つ課題について述べる。

1. マハッラとは何か

「マハッラ」は、アラビア語で「街の一部」を意味し、ウズベキスタンにおいては「近所付き合いネットワーク」や「地域社会」を意味する⁴。日本でいう「町内会」に近いだろう。形成時期は古代時代まで遡るが、マハッラという言葉が初めて使われたのは、アブー・バクル・ナルシャヒ（Abu Bakr Narsahiy）の「ブハラ史」（Buhoro tarixi）の著書である。

マハッラは近所付き合いに基づいたものであるだけでなく、マハッラ固有のモラルや価値観を共有する「非公式」な人的ネットワーク⁵であり、住民の相互の繋がりを通して相互的に扶助や理解を提供する場である⁶。マハッラにおける人間関係はいわば「家族」関係に似ているといっても過言ではない。さまざまな行事（儀式やイベントなど）に住民が参加し、助け合うことが「当たり前」になっており、そこにおいて「めんどくさい」という言葉はあまり存在しない。それらへの参加はウズベキスタンの人々

3 本稿では、マハッラの取り組みから日本に関して得られる示唆のみを述べ、具体的なウズベキスタン社会における地域社会と子どものつながりについて日本と比較を行うものではない。それについては別の機会でご投稿したい。

4 ティムール・ダダバエフ「ウズベキスタンの地域社会『マハッラ』からみた人権の保護・確保」『スラブ研究センター研究報告シリーズ』第95号、pp.27。

5 「非公式」なマハッラとは、伝統的な繋がりで成立し、地域住民が同様の価値観を共有し、自発的にコミュニティが形成されるマハッラを指す。前掲、注4、pp.79。

6 前掲、注4、pp.79。

にとって「習慣」のような感覚になってしまっているからであり、その感覚は子どものときから形成されると考えられる。お互いへの助け合いはその先にある社会への貢献につながる。そのように社会の関係が成り立っている。

もっとも、マハッラのウズベキスタンの社会において果す機能が独立後（1991年）から注目され始め、それを発展させるために国がさまざまな政策を行ってきた。2003年は「マハッラの年」と称され、「マハッラの年に関する計画」の内閣令⁷が出され、マハッラの発展のための大きな一歩であった。

2. マハッラの特徴

以下、ウズベキスタンにおけるマハッラのいくつかの特徴について述べる。

①人間関係を形成する場である。一般的には住民は子どものときからさまざまな行事に参加し、同じ住民の存在を知る。それらの行事は住民同士を結び機会である。そのような機会を通して、交流し、人間関係を形成していく。

②相互を扶助する場である。マハッラに住む人々はマハッラを単なる場所でなく、相互扶助する場所として意識している。結婚式、お葬式、伝統的なイベントなどにおいて、マハッラの住民はそれらの行事に関わり、助け合う。

③教育の場である。マハッラはある意味で情報交換の場であり、年上の人が年下に教えるような関係が成立している。それは特に上記の儀式等においてよく現れる。子どもはそのような行事に参加する中で、その行事の持つ意味やそのやり方について年上の人から教わる。

④日常生活の問題を対処する場である。マハッラは、住民の生活の中で生じるあらゆる問題を住民同士で考え、住民同士で解決する役割を持って

7 ウズベキスタン法律データベース< <http://lex.uz/acts/243231> > 2019年1月9日閲覧。

いる。⁸たとえば、家族の中の言い争いなどを近所やマハッラ委員会の代表者などが中立的に介入し、離婚になる危険性を食い止める。

3. マハッラと子どものつながり

ここで、上記のマハッラの機能を踏まえつつ、マハッラと子どものつながりについて具体的な例を取り上げながら紹介したい。マハッラは上記のとおり人と人の関係を形成する場所であるため、マハッラで行われるさまざまな行事において子どもの存在および参加は極めて重要である。その中で子どもは大人の行動を考察し、実際自分も参加していく中でアイデンティティや社会の規範について学ぶ。行事にたくさん参加していく中で、子どもはマハッラがどのような場所であり、どのようなことが行われる場所なのかを理解していく。人と関わること、人と助け合うことの重要性を実感し、それを自分から行えるように努力していく。マハッラは子どもたちにとって社会性のみでなく、伝統的・宗教的な文化を継承するための場でもある。⁹以下、地域と子どもの繋がりを表すいくつかの行事について述べる。

①割礼 (Sunnat to`yi)

ムスリムの家庭の男児¹⁰に対して必ず行われる本儀礼には、マハッラの住民が参加する。本儀礼は大きな規模で行われ、一つの家族で実施はとても難しいため、住民の参加は大切である。割礼の儀式が行われる前には、事前に住民に通知され、参加する住民は儀式当日に料理、儀式の場所¹¹の用意、訪問客の歓迎などを手伝う。割礼が行われる際に男性の住民は子どもが泣かないためにお金を渡し、「集まったお金で今度自転車を買おうね」や「おもちゃ車買おうね」などと慰めたりする。また、すでに経験された

8 河野明日香(2010年)『「教育」する共同体—ウズベキスタンにおける国民形成と地域社会教育』九州大学出版会、pp.59。

9 前掲、注8、pp.94。

10 筆者の経験から、だいたい3歳から6歳の間に行われることが多く、同じマハッラに当該年齢に達した男児がいる場合は合わせて行われることもあると考えられる。

11 割礼される男児の家庭で行われるのが一般的である。

男児は自分の経験などを話してあげ、男児の不安な気持ちを和らげたりする。

②ハシャル (Hashar)

ハシャルはマハツラの住民がお互いに助け合う手段の一つであり、大きい規模の掃除、近所の家の新築や建てなおしなどの生活を成立させていく上で大きな意義を有する。ハシャルはマハツラ住民同士の非金銭的な生活援助の一つとして昔から行われてきているものであり、子どもの参加も必須とされている。ハシャルは、単なる参加でなく、住民同士の助け合いの考察や働くことの意味を子どもの教える機会である。

③結婚式 (To'y)

結婚式はマハツラによって異なるが、都会のマハツラでは結婚式場、地方のマハツラの場合は地域のある空間で行われることが多い。結婚式はウズベク人にとって大きな儀式の一つであり、マハツラの住民みんなが積極的に参加する。結婚式の規模はとても大きく、100人以上が参加することが一般的である。割礼と同様に、大規模の結婚式は家族だけで挙行することは難しく、マハツラ住民の助けが必須である。規模が大きいため、その準備の段階も多い。そのような準備には子どもの参加が必須とされ、買い物、訪問者の出迎え、掃除など下準備を基本的に子どもが行う。¹²

④イベント

マハツラにおいて若者のスポーツ大会がよく行われる。フットボールなどの世界共通のスポーツから伝統的なスポーツのクラシ (Kurash) まで行われる。マハツラの大人から子どもまでみな参加し、みなで楽しむ。スポーツに関わることは子どもが健康的に成長する上で重要視され、そのようなスポーツイベントは定期的に行われる。

では、このような行事は子どもにとってどのような意義を持っているのか。

まず、人間関係や信頼関係を形成する。このような行事は住民同士の関係を形成する大きな機会であり、それを通してウズベキスタン社会のコ

12 若者が積極的に参加するのは、結婚式の朝に作られる大量の「プロフ (Palov)」料理の調理やお血で訪問客に運ぶときであり、特に男性の若者がそれを自分の仕事だと考えることが多いと思われる。

コミュニティを維持しているといっても過言ではない。加えて、子どもと大人を結びつける「糸」である。それらの行事に参加する子どもは同じ子どもたちや大人たちと関わり、それらの姿勢や行動を観察し、大人に対する尊敬感や信頼関係が構築されていく。

また、子どもに社会性を習得させる。行事への参加は同じ年代の子どもたちや大人との人間関係や信頼関係を構築するだけでなく、大人による社会の規範、価値、伝統的文化などを「伝達」する機会でもある。この過程は子どものそれからの人生にとって重要であり、ウズベキスタン社会で生きていく以上、習得されなければならないとされている。

さらに、非行を防止する。マハッラにおける儀礼、祭礼やイベントは子どもたちの気持ちをウズベキスタン社会の伝統的で文化的な儀式やイベントに向けさせ、非行に走らないようにする良い手段でもある。

4. 日本への示唆

ウズベキスタンのマハッラが持っている上記のような意味から日本へ示唆を得ることが可能だと考えられる。すでに述べたように、マハッラにおける住民同士の関係はさまざまな行事が行われてこそ形成されていくものである。住民同士がお互いに声をかけ、一定の行事を一緒に行うように話し合う。これは自発的であり、ウズベキスタンの人々の当たり前の感覚になっている。この点を地域社会と子どもの関係に照らし合わせてみた場合も、同様である。マハッラにおいて、行事を機会とした人と人を結ぶ太い「糸」が用意されている。

上記のとおり、日本において人々の関係が薄くなりつつあり、住民同士で何か一緒に行う機会も減っている。それだけでなく、町内会の中でどのようなことが行われているかさえ知らない人が多く、町内会の活動の持っている意味を疑う人々は少なくないといわれている¹³。ウズベキスタンの事例はこのような点に貢献できるだろう。すなわち、地域社会の中の関係は「人」から始まり、「人」で終わるものであり、それを結ぶ機会が多ければ多いほど

13 紙屋高雪（2016）『"町内会"は義務ですか？～コミュニティーと自由の実践～』小学館、pp.20を参照。

形成されやすいため、そのような機会を増やす必要がある。その前提として、人々に自分の外にある「他人」との接触の意義やそれがいかにに様々な社会問題を抱えている現代の日本にとって重要であるかを伝え続けるべきであろう。それを行うには行政側のみでなく、地域住民同士で「自発的」にそれを自分たちで考え、それぞれの人を結ぶ強い「糸」を作っていくことが大事だと考えられる。それを行う中で、できるだけ住民同士の活動や意思決定が望まれ、行政の介入を最低限に抑えるべきだろう。このように一般の地域住民の間に人間関係が形成されていくと、それを地域社会と子どもの関係にまで広げやすくなると思われる。

結びにかえて

本稿では、マハッラ内で行われる行事を取り上げながら、マハッラの子どもをつながりやマハッラの持つ意義（機能）についての検討を行った。

これまで述べてきたように、マハッラが持つ子どもの「人間性」を形成する役割は大きい。そのような点において、学校教育と明らかに異なる¹⁴。地域社会としてのマハッラはそれ以外のどの機関や組織が形成できない子どもの「根底」を形成させる機能を持っている。これは結局子どもと大人の関係、広く言えば人と人の関係に結びつく。

マハッラは、そこに住む住民たちにとって、子どものたきから大人になるまで、さらに言えば死去するまでの「居場所」であり、その人生の多くの部分をそこで過ごす。それによって上記のような人と人の間のさまざまな関係が構築される。

しかし、注意しなければならない点がある。子どもは自分が生まれる家族、地域、社会、国を選ぶことができない。そのような意味でマハッラによる子どもに対する教えというものは「上から下へ」の関係であり、大人から一方的に教えられるため、その点に気をつけなければならない。マハッラにおける子どもに対するこのような機能は、子どもの主体性も含め

14 マハッラと学校の連携について今回取り上げることができなかったため、別紙にゆだねたい。

ながら行われるべきだと考えられる。現在、マハツラの行政化¹⁵やマハツラの伝統的な住民形成から国家主義的な国民形成へと移行の課題が懸念されている中で、この点をより慎重に考えなければならない。マハツラの子どもに果たす機能を本当の意味での人間形成に注ぐべきであり、国家の「者」として形成することに注意しなければならないと考えられる。



ハイトフ スナトゥーラ Khayitov Sunnatulla

九州大学大学院法学府（博士課程1年） 決断科学大学院プログラム・統治モジュール

1992年ウズベキスタン、スリダリヤ県生まれ。専門は、刑事政策、少年法。

15 この点について、前掲、注4、pp.106－107。が詳しい。